

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき国が算出する平成19年度届出外排出量の推計において見直しを行う部分の考え方について（案）」に対する意見募集の結果について

1. 意見募集の概要

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき国が算出する平成19年度届出外排出量の推計において見直しを行う部分の考え方について（案）」の内容について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

- 募集期間：平成20年12月25日（木）～平成21年1月23日（金）
- 告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）及び経済産業省・環境省ホームページに掲載
- 意見提出方法：電子メール、郵送、FAXのいずれか

2. 御意見の提出件数

意見提出者数： 3団体・個人  
のべ意見数： 51件

3. 寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方について

別紙のとおり

## 平成19年度届出外排出量の推計において見直しを行う部分の考え方について(案)へのパブコメ意見

通し番号	該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
1	全般	資料22の届出外排出量の推計方法を次のとおりとする。 1 推計しない物質⇒ダイオキシン類 2 推計するが、下水処理場の化管法届出値を使用して推計するもの⇒排水基準項目 29物質 ① 大気への排出: 大気への排出量=(公共用水域への排出量(届出値))÷(媒体別の移行率(放流水))×(媒体別の移行率(大気))(媒体別の移行率は、資料22で検討した結果得られる値を採用すればよい。) 3 実測値以外を使用して推計するもの⇒前記物質以外 ①「平成18年度PRTR届出外排出量の推計方法」の各推計対象に、「下水道への移動」を追加した資料を作成する。 ② 下水道への届出移動量を集計する。 ③ 大気、公共用水域への排出量:(①+②の量)×(媒体別の移行率)	ダイオキシン類については、別途、推計方法を設定し、届出外排出量を推計しているため、本推計方法(案)の対象外としています。また、排水基準項目の29物質については、流入量と媒体別移行率に基づく推計方法を用いることで、下水道業からの届出排出量との比較により両者の信頼性を検証することが可能であるため、原案どおりとします。さらに、前記以外の物質については、御指摘と同様に届出外排出量の各排出源からの「下水道への移動量」を推計し、下水処理施設への流入量としてまとめています。
2	全般	下水処理施設以外の届出外排出量の集計と、下水処理施設への流入化学物質量の集計対象を統一して欲しい。届出外排出量の推計では、道路、食品、洗剤、化粧品由来の重金属類を見込んでいないが、下水処理施設への流入には見込んでいるため、下水処理場で一部の重金属が発生したように見える。	届出外排出量の推計においては、信頼できる情報を用いて可能な限り推計を行うことを基本的な考え方としています。本推計方法(案)における下水処理施設に流入する対象化学物質については、一定の信頼性が確認できたため推計に利用していますが、御指摘の道路等からの排出量については、現時点で信頼できる情報が得られていないので推計の対象外とします。
3	全般	届出外排出量の集計も、排出量抑制に繋がるものとして欲しい。下水処理場へ流入する化学物質を集計する際に、下水処理施設での除去率を一定として計算しているため化学物質排出量を削減するためには、流入量を減らす以外にない。	届出事業者から毎年度届出される下水道への移動量や、届出外排出量推計に付随した下水道への移動量等に基づいて「下水処理施設への流入量」を推計する形となっており、企業や国民の努力によって下水道への移動量が減少した場合は、それに比例して下水処理施設からの排出量も減少することになります。また、個別の下水処理施設における自主的な排出抑制対策については、対策を実施した後の除去率を本推計方法(案)で設定した全国一律の除去率と比較することで、その効果を評価することが可能であると考えています。なお、引き続き、最新の信頼できるデータを反映できるよう検討を行ってまいります。
4	全般	「下水処理施設への流入量」を「下水道への移動量」に変えるべき。もし、「下水道への移動量」の一部が、「下水処理場」以外の場所へ移動することを考慮しているならば、「下水処理場への流入量」として欲しい。	PRTR制度の届出において「下水道への移動量」が届けられており、また、本推計方法(案)では届出以外に下水処理施設に流入する対象化学物質の量を把握していることから、混同を避けるため「下水処理施設への流入量」としています。
5	全般	物性データ、生分解性データが入手可能であっても、一部の項目(例えば、アクリル酸メチル)は、「下水道への移動がない」ため、排出係数を設定していないが、設定可能なものは設定すべき。	現時点で下水処理施設への流入量がゼロの物質については届出外排出量もゼロであるため、媒体別移行率を設定する必要はないと考えています。今後、下水処理施設への流入量がゼロより大きな値として届出された場合に、媒体別移行率の設定等を検討します。
6	全般	汚泥の焼却炉からの排出ガスに含まれる重金属やシアン等についても考慮すべき。	本推計方法(案)においては、国土交通省で実施された調査結果を主な情報源として推計対象範囲を設定しており、中には御指摘の内容に係る情報はありませんでした。今後、関連物質の推計に利用可能な信頼できる情報を調査してまいります。
7	参考22 p.1、図0-1	「図0-1 下水処理施設に係る流入・排出等イメージ」の下水道への移動・流入量の範囲を、「届出事業者」、「届出外事業者」、「非対象業種」、「家庭」の区分とすべき。	本推計方法(案)においては、流入源を具体的に示すため、「届出事業者」、「すそ切り以下事業者」、「非点源(家庭・非対象業種)」、「家庭排水(その他の物質)」及び「路面等からの雨水」に分類しています。
8	参考22 p.4、表0-5	「地方公共団体別の水洗便所設置済み人口」を使用して推計を行うと、「平成18年度届出外排出量の推計方法」のP8-3と矛盾するので、整合をとって欲しい。	本推計方法(案)では、水洗便所設置済み人口が最も実態に近いものと判断し、配分指標として採用しました。他の届出外排出量の推計方法との整合性については、引き続き検討してまいります。
9	参考22 p.5、13行	すそ切り以下事業者からの排出量の推計は、「NITE取扱量調査」を使用して、(すそ切り以下化学物質別の下水道への移動量(kg/年))=(化学物質別の取扱量(kg/年))×(下水道へ移動する割合(%))とすべき。	すそ切り以下事業者からの公共用水域への排出量は、「NITE取扱量調査」等に基づき推計しており、これを基に下水道普及率の比率を用いて下水道への流入量を推計しています。

通し番号	該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
10	参考22 p.9、6行	家庭からの環境への排出量の推計は、農薬、接着剤、塗料、防虫剤・消臭剤、タバコの煙に限定されており、金属化合物を算定していないため、家庭排水中の金属化合物は算定すべきではない。	届出外排出量の推計においては、信頼できる情報を用いて可能な限り推計を行うことを基本的な考え方としています。表0-9に示された家庭排水中の濃度データに一定の信頼性が認められるため、これを引用して推計対象に加えることとしています。
11	参考22 p.9、p.10	家庭排水中の実測値を使用すべきではない。使用する場合は、根拠となっている調査結果を使用しても統計上問題がないか検定すべき。	表0-9に示された家庭排水中の濃度データは、国土交通省において検証された調査結果であり、かつ、今般の届出外推計に用いる際に学識経験者における検討を行っており、一定の信頼性が認められたため、これを推計に用いることとしています。なお、今後も引き続き、最新の信頼できるデータを反映できるよう検討を行ってまいります。
12	参考22 p.9下から3行目	家庭排水中の実測値を使用して計算する場合において、「1人1日当たりの平均排出量」については、国土交通省ガイドラインで1人1日当たりの平均排出量を300L/人/日とはしておらず、あくまで計算例として示しているものである。	「1人1日当たりの平均下水排出量」については、学識経験者等における検討の結果、例示された300L/人/日を用いることが妥当との判断に至っております。なお、御指摘を踏まえて「1人1日当たりの平均下水排出量」という表記を「1人1日当たりの下水排出量として例示された値」と修正することと致します。今後も引き続き、最新の信頼できるデータを反映できるよう検討を行ってまいります。
13	参考22 p.10、表0-9	「平成12年度下水道における内分泌攪乱化学物質に関する調査報告書」P48によれば、「流入下水中に含まれるノニルフェノールエトキシレートは、下水処理工程でノニルフェノールに形態変化するとされている。」と記載されており、ノニルフェノールの測定値は使用すべきではない。また、過去にノニルフェノールを含んだ家庭用合成洗剤が輸入されていたが、現在はないと考えられるため、家庭排水からのノニルフェノールの量は減少していると考えられる。	ノニルフェノールエトキシレートは、家庭排水に含まれて下水処理施設に流入するとともに、下水処理工程においてノニルフェノールまで分解されている可能性があります。当該物質の分解性に関する知見は十分に得られていません。このため、本推計方法(案)では、家庭排水に含まれているノニルフェノールのみに把握することとしています。なお、当該データは、国土交通省において検証された調査結果であり、家庭排水の現状を反映したデータであることが確認されているため、これを推計に用いることとしています。今後も引き続き、最新の信頼できるデータを反映できるよう検討を行ってまいります。
14	参考22 p.10、表0-9	どうしても食品等を含む、家庭からの金属及びその化合物の排出量を計算するのならば、亜鉛、カドミウム、クロム等の「1人1日当たりの平均排出量」も推計すべき。	御指摘の重金属等の流入量については、現時点で信頼できる情報が得られていないので推計の対象外としています。
15	参考22 p.11、四角囲い	雨水ポンプは、流入雨水が増えたときに運転するため、路面等からの雨水による流入量の把握に、「処理場内のポンプ場の雨水ポンプによる揚水量」を使用しない。また、雨水ポンプを使用している時は、一次処理のみでの放流を行っていると考えられるが、その時の除去率の十分な知見が見あたらないので、雨天時に流入する路面等からの雨水は無視して推計すべき。	降水が始まった初期段階から雨水ポンプが稼働するまでの間に時間差があると考えられますが、当該データは「平均濃度」と「降水に対応した流入水量」を算出するために引用したデータであり、両者が同時に測定されたデータである必然性はないことから、当該データは有用であり、利用可能と考えています。なお、一次処理のみを行っている処理水量が全体の処理水量に占める割合は小さく、除去率への影響は限定的であるため、雨天時に流入する路面等からの雨水も含めて流入量を把握しています。
16	参考22 p.12、表0-11	路面等からの雨水排水中の化学物質の濃度が示されているが、ヒ素やカドミウムなど自然由来でも存在したり、降下ばいじん中に検出されている重金属についても推計すべき。調査文献中に存在しなかったため、推計しないのは不適切。	届出外排出量の推計においては、信頼できる情報を用いて可能な限り推計を行うことを基本的な考え方としています。御指摘の重金属等については、現時点で信頼できる情報が得られていないので推計の対象外としています。今後、流入量の推計に利用可能な信頼できる情報を調査してまいります。
17	参考22 p.12、表0-12	使用している文献値は、値から考えると、水溶性ではなく、「亜鉛及びその化合物」と考えられるため、「亜鉛及びその化合物」に変更する。	化管法の対象物質は「亜鉛の水溶性化合物」となっています。当該データについては、今般の届出外推計に用いる際に学識経験者における検討を行っており、一定の信頼性が認められたため、これを推計に用いることとしています。
18	参考22 p.12、表0-12	金属の含有量の幅は、非常に大きく、濃度の幅も場所によって非常に大きいことが想定される。そのため、少ない検体数では有効な値が得られず、推計するに十分な根拠が得られているとはいえないと考えられるので、路面排水の調査結果を使用すべきではない。	表0-12に示された路面排水中の濃度データは、国土交通省において検証された調査結果であり、かつ、今般の届出外推計に用いる際に学識経験者における検討を行っており、一定の信頼性が認められたため、これを推計に用いることとしています。なお、今後も引き続き、最新の信頼できるデータを反映できるよう検討を行ってまいります。
19	参考22 p.13、1行	下水道への流入排水の把握結果で、雨水合流式の路面等からの雨水排水中の有害物質を推計しているが、逆に雨水分流式の下水道の場合の路面等から流出をどう考えるのか、移動体からの排出とするのか、推計方法を把握できているのであれば、どこかで紹介すべき。	雨水分流式の場合、下水道に流入せず、路面等から直接河川等に排出される化学物質については、下水処理施設から排出されていないため、排出源「下水処理施設」では推計対象となりません。

通し番号	該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
20	参考22 p.13、表0-13	降雨による道路から下水処理施設の化学物質移動量を考えるならば、(化学物質毎の環境への排出量)×(移動率を考慮した係数)×(合流式下水道の処理区域面積)÷(都道府県面積)を使用すべき。そうではなく、道路上で使用しているもの(例えば、タイヤや、路面の塗装に含まれる化学物質等)の下水処理施設の移動を考えているならば、車両の通行状況を考慮して下水処理施設への移動量を推計すべき。	届出外排出量の推計においては、信頼できる情報を用いて可能な限り推計を行うことを基本的な考え方としています。本推計方法(案)における下水処理施設に流入する対象化学物質については、一定の信頼性が確認できたため推計に利用していますが、御指摘の道路等からの排出量については、現時点で信頼できる情報が得られていないので、御指摘の考え方に基づく推計方法は技術的に困難であると考えています。
21	参考22 p.19、2行	「これらの実測データにはそれぞれ誤差が含まれている」とあるが、「これらの実測データには試料採取時に発生する誤差、移行率を決定する際に十分な結果が得られなかったことによる誤差が含まれている」としておいた方が良い。	本推計方法(案)においては誤差の要因をすべて列挙する必要はないと考えています。御指摘の誤差の要因については、今後、届出外排出量の精度向上を検討するにあたっての参考とします。
22	参考22 pp.19-20、表0-15	表0-15の排出係数の計算を再計算すべき。「処理場に流入する下水」+「処理場内を循環する水(返流水)」としており、流入下水中の化学物質量を「1」としていないので、排出係数は、「流入水」に対する「流入下水」の割合で除す必要がある。また、沈砂池では、土壌由来の亜鉛等の化学物質が除去されることが想定されるので、そのことを考慮すべき。	本推計方法(案)では、流入と放流の段階における濃度と水量から、物質ごとのマテリアルバランスをとって移行率を設定しており、原案どおりとします。なお、沈砂池を洗浄する工程等については、信頼できるデータが得られた段階で検討してまいります。
23	参考22 p.21、15行	オクタノール/水分係数は、「Kow」か、「Pow」に統一して欲しい。	御指摘を踏まえ、PRTR関連資料で使われている「Pow」に統一します。
24	参考22 p.22、表0-16	物質番号27「3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート」のKow(Pow)は使用すべきではない。	国土交通省において検討された調査結果に基づき、当該データを用いることとします。なお、引き続き、関連物質の推計に利用可能な信頼できる情報を調査し、最新の信頼できるデータを反映できるよう見直しを行ってまいります。
25	参考22 p.22、表0-16	物質番号59「p-オクチルフェノール」のKow(Pow)の出典が不明である。	国土交通省において検討された調査結果に基づき、当該データを用いることとします。なお、引き続き、関連物質の推計に利用可能な信頼できる情報を調査し、最新の信頼できるデータを反映できるよう見直しを行ってまいります。
26	参考22 p.22、表0-16	物質番号61「ε-カプロラクタム」のKow(Pow)を4.6ではなく、0.6にする。	御指摘を踏まえ、ε-カプロラクタムのPowを0.64に修正します(Log Pow=-0.19より算出)。
27	参考22 p.23、表0-16	物質番号115「N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド」のKow(Pow)の出典が不明である。	国土交通省において検討された調査結果に基づき、当該データを用いることとします。なお、引き続き、関連物質の推計に利用可能な信頼できる情報を調査し、最新の信頼できるデータを反映できるよう見直しを行ってまいります。
28	参考22 p.23、表0-16	物質番号160「2-(ジ-n-ブチルアミノ)エタノール」のKow(Pow)の出典が不明である。	国土交通省において検討された調査結果に基づき、当該データを用いることとします。なお、引き続き、関連物質の推計に利用可能な信頼できる情報を調査し、最新の信頼できるデータを反映できるよう見直しを行ってまいります。
29	参考22 p.24、表0-16	物質番号218「1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン」のKow(Pow)の出典が不明である。	国土交通省において検討された調査結果に基づき、当該データを用いることとします。なお、引き続き、関連物質の推計に利用可能な信頼できる情報を調査し、最新の信頼できるデータを反映できるよう見直しを行ってまいります。
30	参考22 p.24、表0-16	物質番号242「ノニルフェノール」のKow(Pow)を575,439.9ではなく、977,237.2にする。	御指摘を踏まえ、ノニルフェノールのPowを980,000に修正します(Log Pow=5.99より算出)。
31	参考22 p.24、表0-16	物質番号258「ピペラジン」のKow(Pow)を0.0ではなく、0.1にする。	御指摘を踏まえ、ピペラジンのPowを0.068に修正します(Log Pow=-1.17より算出)。
32	参考22 p.25、表0-16	物質番号341「メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート」のKow(Pow)の出典が不明である。	国土交通省において検討された調査結果に基づき、当該データを用いることとします。なお、引き続き、関連物質の推計に利用可能な信頼できる情報を調査し、最新の信頼できるデータを反映できるよう見直しを行ってまいります。

通し番号	該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
33	参考22 p.26、8行	「下水処理施設のようにエアレーション等によって生分解を加速させる条件とは異なった条件下」とあるが、「生分解性(BOD)データ」は、好気性条件化の試験で、一番の違いは、汚泥濃度と添加した化学物質の濃度ではないか。	御指摘を踏まえ、下水処理施設との条件の違いについては「高濃度の活性汚泥やエアレーション等によって」に修正します。
34	参考22 p.26、14行	「下水処理施設での生分解度が得られている対象化学物質については、そのデータを使用する」としているが、その他の場合に生分解性(BOD)データを使用しているのは矛盾している。生分解性では、ガスクロマトグラフィー、HPLCといった、他の手法での結果がある場合は、そちらを優先すべき。	本推計方法(案)では、まず下水処理場における状況を反映した生分解のデータを用いることを前提としています。その上で、ガスクロマトグラフィーやHPLC等の信頼できるデータが得られない場合は、現時点における最も確からしい生分解度の値として、BODによるデータを引用することは妥当なものと考えています。なお、今後も引き続き、最新の信頼できるデータを反映できるよう検討を行ってまいります。
35	参考22 p.26、17行	「生分解度が単一の評価書等のデータ」としているが、1つの文献の中で複数回測定を行っているものは、単一実測データとして扱わなくて良いのではないかと。	本推計方法(案)では、初期リスク評価書等のデータのうち、複数回の実測データや、化審法に基づく試験結果と著しく異なるものについて、一定の信頼性が確認できると判断しています。
36	参考22 p.26、23行	「アセトニトリルの生分解データが得られない」としているが、「化学物質の初期リスク評価書」等に生分解性に関する知見が示されているので、反映すべき。	御指摘を踏まえ、アセトニトリルの生分解度を100%に修正します。
37	参考22 p.26、23行	「エチレンジアミン四酢酸の生分解データが得られない」としているが、化審法での生分解性試験に関する知見があるので、反映すべき。	御指摘の生分解性試験結果は、下水処理場よりも生分解しにくいと考えられる条件下で生分解度が0%と判定されており、このデータから下水処理場における生分解度を推定することは困難であるため、本推計方法(案)では採用していません。なお、今後も引き続き、最新の信頼できるデータを反映できるよう検討を行ってまいります。
38	参考22 p.27、表0-18、 pp.30-34、表0-20	「環境リスクに関する初期評価書等にある下水処理施設での生分解度」の欄は、生分解度ではなく、「下水処理場を介した除去率」が記載してあるケースが散見されるので、「生分解性」と書くべきではない。	本推計方法(案)においては、化学物質の初期リスク評価書に記載された除去率のうち、「生分解による除去」と明記されているか、又は実質的に生分解による除去と同等の値とみなせる場合に限ってデータを引用しています。なお、表0-18の中では「生分解度」に無関係の値を併記している場合がありますので、当該データを削除します。また、化学物質の初期リスク評価書から引用した除去率のデータのうち、ノニルフェノール(物質番号:242)については汚泥への吸着の割合が大きいものと考えられるため、当該データを削除します。
39	参考22 p.27、表0-19	アクリル酸の生分解度(BOD)について、「化学物質の初期リスク評価書」P6では68%と書いてあるため、修正すべき。	「化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ(化学工業日報社、2000年3月)」に基づき、67%としています。なお、引き続き、関連物質の推計に利用可能な信頼できる情報を調査してまいります。
40	参考22 pp.30-34、表0-20	物質番号24:直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る)及び物質番号166:N,N-ジメチルドシルアミン=N-オキシドの2物質に関する媒体別の移行率の公共用水域(放流水)への移行率をいずれも1%とすべき(これらの物質の除去率は99%を超える実態が初期リスク評価書等で報告されている)。	本推計方法(案)において、媒体別移行率は、データの信頼性等の観点から、まず実測調査結果を用いて設定することとしています。左記2物質については、国土交通省において検証された実測調査結果等を踏まえ、引き続き、当該調査結果に基づき媒体別移行率を設定します。また、表0-18の中では「生分解度」に無関係の値を併記している場合がありますので、当該データを削除します。なお、今後も引き続き、最新の信頼できるデータを反映できるよう検討を行ってまいります。
41	参考22 pp.30-34、表0-20	「媒体別の移行率」に実測値を採用している場合で、実測値が定量下限値より小さいケースでは、実測値以外の方法を採用すべき。なお、ここで採用されている実測値は、返流水を含んだ実測値のようなので、本当の流入水濃度に対する移行率に補正する必要がある。	国土交通省において検証された実測調査結果に基づく当該データを用いることとします。また、測定された濃度と水量から物質収支に基づいて媒体別移行率を推計している限り、返流水の有無は結果に影響を与えないと考えています。
42	参考22 p.33、表0-20	「物質番号251 ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム=クロリド」の排出係数を設定して欲しい。	当該物質については、現時点で信頼できる情報が得られないので推計の対象外とします。なお、引き続き、関連物質の推計に利用可能な信頼できる情報を調査してまいります。
43	参考22 p.35、3行	「上記の方法」がどの推計方法を指すか明記すべき。	御指摘を踏まえ、「『(4)下水処理施設からの排出量の推計方法』の『④生分解を考慮した補正』までの部分」に修正します。
44	参考22 p.35、3行	「上記の方法で推計された排出量は、届出排出量と届出外排出量の合計に相当するものと考えられる」とあるが、「推計された排出量は、届出排出量と届出外排出量の合計に相当することが期待できる」くらいの表現にすべき。	本推計方法(案)は、信頼できる情報を用いて可能な限り推計を行ったものであり、本文は「届出排出量(排水基準項目の29物質を除く)と届出外排出量の合計に相当するものと考えられる」に修正します。なお、今後も引き続き、最新の信頼できるデータを反映できるよう検討を行ってまいります。

通し番号	該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
45	参考22 p.39、3行	排水基準項目は、29ではなく、30物質である。	御指摘を踏まえ、「ダイオキシン類を除く排水基準項目の29物質」に修正します。
46	参考22 p.40、表0-21	雨水合流式の下水道の放流水は晴天時の測定がメインで、降雨時の排水については、どこまで推計して報告しているのか推計マニュアルでは不明である。届出排出量の推計値は実際より、過小評価している可能性が高いので、今回路面等からの濃度予測をしたのであれば、届出外推計値で補正すべき。	排出量推計に係る問題点として、御指摘いただいた越流等があることを47ページに記しており、今後、越流水に関する推計に利用可能な信頼できる情報を調査してまいります。
47	参考22 pp.40-46、表0-21	表の中で、届出対象物質である、物質番号112(四塩化炭素)、137(D-D)、179(ダイオキシン類)、209(1,1,1-トリクロロエタン)、210(1,1,2-トリクロロエタン)、306(PCB)が抜けているので入れて欲しい。	現時点で下水処理施設への流入量がゼロの物質については届出外排出量もゼロであるため、表0-21に記載する必要はないと考えています。今後、下水処理施設への流入量がゼロより大きな値として届出等された場合に、推計方法等を検討します。なお、四塩化炭素(物質番号:112)等のオゾン層破壊物質については、別の排出源として届出外排出量を推計しているため、下水処理施設からの届出外排出量の対象外としています(表0-3の注1参照)。
48	参考22 pp.40-46、表0-21	「下水道業からの届出年間排出量」の「公共用水域」部分が正しい値として整理しているのに、「下水処理施設からの届出外年間排出量」の「大気」への排出量はその量に見合った数値となっていない。大気への排出量は、(表0-20)を使用して補正すべき。	排水基準項目の29物質については、流入量と媒体別移行率に基づく推計値と、下水道業からの届出排出量を比較することで、両者の信頼性を検証することが不可能であるため、原案どおりとします。
49	参考22 p.45、表0-21	届出がされないはずのフェノールが、届け出られている。また、その部分の計算(a-b)も一致しないと考えられる。	下水道業に属する一部の事業者から、フェノールの排出量が届出されています。また、表0-21の注釈2のとおり、(a-b)の計算は都道府県ごとに行っているため、全国合計で単純に差し引いた結果とは一致しない場合があります。
50	参考22 p.47、10行	下水道法で年1回以上実施することが義務付けられている、雨天時の雨水吐きでの水質検査を行う際には、越流量計が無いと、汚濁負荷を算出できない。	御指摘の雨水吐きでの水質検査については、今後、届出外排出量の精度向上を検討するにあたっての参考とします。
51	参考22 p.47、14行	過大に流入量を見積もっていると思われる部分がある(P11下から4行目)ので、「これらの扱いによって、推計された結果は公共用水域への実際の排出量と比べて過小評価となっていると考えられる。」は削除すべき。	当該箇所(p47)の記述は、合流式下水道の越流水の問題に限ったものであり、その点に焦点をあてる範囲では「過小評価になっている」と評価することが適当であると考えています。なお、「これらの扱いにより」を「このため、越流水がある場合、」に修正します。